

広報

じきいち

No. 669

2

令和2年 February

新成人を祝う会 下市町



第73回下市町成人式

下市町
コミュニティセンター
さんたん



第73回下市町成人式

二十歳の門出を祝う

1月12日、第73回下市町成人式が下市観光文化センターで行われ、華やかな振り袖やスーツに身を包んだ新成人が、大人への一步を踏み出しました。

今年の成人式は、平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人を対象に開催され、男性20名・女性27名の合わせて47名が出席しました。式典では、住田夏輝さんが司会進行を、ピアノ伴奏を澤井美佳さんが務めたほか、新成人を代表して熊谷滉さんが



- ①男子集合写真 ②女子集合写真
- ③司会進行を務めた住田夏輝さん
- ④力強く誓いの言葉を述べた熊谷滉さん
- ⑤ピアノ伴奏を務めた澤井美佳さん
- ⑥・⑦懇親会の様子 ⑧万歳三唱の様子

新成人のみなさんに聞きました！
「新成人の抱負・夢」



かわいいお嫁さん
みさき れいな みゆう ゆずき

「この町に恩返しができるよう、私たちに何ができるのかをしつかり考え、社会の一員として日々精進していきたいと思えます。」と新成人の決意を述べました。

式典後の懇親会では、仲間との再会に歓喜の声が絶えず、懐かしい顔を見つけては写真を撮り合ったり、近況報告をしたりと、再会を喜び、旧交を温め合う様子が見られました。



20年後もこのメンバーで！
酒井 拓真



看護師目指して日々精進！
熊谷 滉



なんかの試合で優勝！
上松 佑平



ショートカットで可愛い嫁さんを貰う！
東 誠

下市町消防団出初式

1月12日、新春恒例の下市町消防団出初式が下市町観光文化センターで行われ、町内にある12分団の団員258名が参加しました。

天候不良で室内開催となったこの日の式典では、永年勤続団員への表彰などが行われ、式典終了後には屋外で放水演習も行われました。

なお、表彰状・感謝状を受賞されたのは次の方々です。

受賞者

▼町長表彰

【感謝状（退職団員）】

北浦 孝治（本部）
 林 秀樹③ 松尾 光一④
 泉谷 浩之⑥ 竹田 勲⑦
 大谷 一人⑦ 日浦 勝治⑦
 下田 洋司⑧
 （故）辻本 定信⑩
 鶴田 豊彰⑪ 和泉 行美⑪
 今西 康夫⑫

【勤続20年】

秋永 明寛② 辻 修平②
 久保 繁夫⑤ 植森 徳和⑥

【勤続15年】

小山 貴宏③ 中谷 哲広③
 布辻 聡③ 平田 新吾③
 山谷 篤史④ 梅本 智司④
 森本 和貴⑤ 西村 隆史⑤
 牟田谷 幸司⑥

【勤続10年】

大久保 秀人② 竹村 悠希③
 秋田 嘉史③ 辻田 幸三⑥
 竹本 篤史⑥ 山本 尚武⑦
 吉田 康博⑧ 尾上 明史⑩
 門田 薫⑪ 松場 和義⑫
 枘田 和峻⑫

▼団長表彰

【表彰状】
 辻本 直樹⑤

▼吉野警察署長表彰

【優良消防団員】
 迫 昭夫⑤ 中村 英昭⑥
 北垣内 正人⑥

【勤続30年】

南 隆二（本部）

（順不同・敬称略）

○内数字は分団名

1月19日には県消防協会吉野支部の連合出初式が天川村立天川小中学校体育館で行われ、下市町から次の皆さんが表彰されました。

【知事表彰】

高尾 光明②
 泉沢 一則⑦
 籠谷 治男⑫

【奈良県消防協会会長表彰】

森田 浩一⑪
 本田 雅也⑧
 霜辻 公広⑤

【奈良県消防協会 吉野支部長表彰】

尾上 明史⑩ 中本 康則⑪
 林 健作④ 山内 久男⑦
 南 和宏⑪ 迫 昭夫⑤
 中村 英昭⑥ 北垣内 正人⑥
 馬場 光平⑧ 山本 尚武⑦

（順不同・敬称略）

○内数字は分団名



選挙制度130周年記念 内閣総理大臣表彰



磯矢 淨昭氏

下市町選挙管理委員会委員長の磯矢淨昭氏に内閣総理大臣表彰が贈られました。この表彰は、選挙制度130周年を記念して、多年にわたり、選挙の管理執行に精励した者、選挙制度の研究及び普及等民主政治の確立のために尽くした者で、特に功績顕著なものを対象として選考されたものです。受賞に対して磯矢氏は、「身に余る光栄です。選挙管理委員会をはじめ関わってくださっている方々のおかげであるところから感謝しております。」と受賞の喜びを語られました。

平原区むらづくり委員会が 国土交通大臣表彰「手づくり郷土賞」受賞



提供：国土交通省



平原区むらづくり委員会

手づくり郷土賞とは、地域の魅力を生み出す良質な社会資本と優れた地域活動が一体となった取組みを選定するもので、このたび、平原区が地域住民一丸となつて取り組む、県道沿いのハーブ花壇整備、休耕地を活用したレモングラス栽培、ハーブティーの加工・販売、ピザハウス運営などが評価されました。平原区では、平成26年に、むらづくり委員会を設立し、かつて薬草栽培が盛んだったことから、「みんなで楽しみ、うるおう、薬草とハーブの里」を合言葉に地域づくりをすすめています。12月14日（土）に東京で開催された受賞記念発表会では、会場参加者の投票によりベストプレゼン賞も受賞しました。

年金に関する電話でのお問い合わせは 「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」をご利用ください

*050から始まる電話でおかけの場合は 03-6700-1165

月曜日 午前8時30分～午後7時
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金事務所での相談・お手続きの際は「予約相談」をご利用ください

予約受付専用電話：0570-05-4890

月～金（平日）午前8時30分～午後5時15分

*050から始まる電話でおかけになる場合は03-6631-7521

※お問い合わせの際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意ください。

下市町職員新規採用者（保健師）を次のとおり募集します

試験職種	採用予定人員	職務内容
保健師	若干名	保健衛生指導業務等及び関連する行政事務

【試験実施日】

第1次試験：令和2年2月16日(日)

第2次試験：令和2年3月8日(日)

※詳細は第1次試験合格者に通知します。

【試験会場】

下市町役場で行います。詳細は申込書受付終了後、受験者全員に通知します。

【受験資格】

昭和50年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業若しくは同等以上の学力を有する人または令和2年3月末までに卒業見込みの人で、保健師の資格を有する人または令和2年3月末までに資格取得見込みの人。

※地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は受験できません。

【受験手続】

① 申込用紙等請求方法

下市町役場総務課等で配布いたします。

(下市町ホームページでダウンロードもできます。)

配布時間は、午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日の配布は行いません。)

※郵送による請求の場合

封書でご請求ください。この場合、封書の中に郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記したもの(紙片)及び返信用の94円切手を同封して、下記あてに請求してください。なお、郵便による請求の場合は、書留など確実な方法により郵送してください。

② 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、下市町役場総務課人事係に直接持参するか、又は書留など確実な方法で郵送してください。また、申込書提出の際、必ず写真1枚(最近3ヶ月以内に撮影した正面上半身縦長4cm×3cmのもの)、保健師免許証のコピー(令和2年3月末までに取得見込みの場合は不要)を持参若しくは同封してください。

③ 申込書受付期間等

期 間 令和2年1月14日(火)～2月12日(水)

時 間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除きます。)

提出先 下市町役場 総務課 人事係

※郵送でも可【2月12日(水)締切日必着】

なお、この場合は書留など確実な方法で郵送してください。

※申し込み後、2月14日(金)までに受験票が到着しない場合は、下記まで照会してください。

受験案内等請求・申込み・問合せ

〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地

下市町役場 総務課 人事係 ☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9060 (直通)

吉野税務署からのお知らせ

☎0746-32-3385

スマホ×確定申告 5つのステップで手続完結



令和元年分の所得税及び復興特別所得税の**確定申告期間**は、**2月17日(月)～3月16日(月)**です。

- ・確定申告の相談のある方は2月17日(月)以降にお願いします。
- ・申告会場では混雑状況によって長時間お待ちいただくことがあります。また、午後4時まで相談受付をしていますが、混雑状況により早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

事業名		日	時	対象者・内容等
しもぴよランド (子育て教室)		2月19日(水)	午前10時～正午	4歳までの幼児およびその保護者 内容：親子でリトミック
乳児健診	前期 (3～5か月)	2月25日(火)	午後1時～1時15分	令和元年9月1日～令和元年11月30日生
	後期 (9～11か月)		午後1時30分～1時45分	平成31年3月1日～令和元年5月31日生

問合せ 下市町役場 健康福祉課 保健予防係 ☎ 0747-52-0001 (内線159・160)
IP 0747-68-9065 (直通)

地域包括支援センターからのスケジュール

「家族介護者の交流会」

介護者同士の交流と情報交換の場を通して、介護者の心身の元気回復を目的に開催します。

日時	場所	対象者	内容	参加費	申し込み
3月6日(金) 午前10時～ 午後1時	下市町交流 センター (ごんたくんの家)	介護をされてい る方や介護に興 味のある方	水彩画(はがき絵) 講師:上南成子氏 健康体操 講師:松岡泰子氏	1000円 (材料費・昼食代含)	2月28日 (金)までに社 協まで申し込 みください。

「認知症カフェ」

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減します。

事業名	日時	場所	対象者	内容	申し込み
たんぼぼカフェ	2月14日(金) 午前10時～正午 ※毎月第2金曜日	下市町交流 センター (ごんたくんの家)	・認知症の方や その家族 ・医療や介護の 専門職	バレンタインデー お菓子作り	前日までに社 協まで申し込 みください。
いろどりCafe	2月27日(木) 午前10時～正午 ※毎月第4木曜日	特別養護老人 ホーム北野しも いち彩の里	・地域の方など ・介護をされて いる方や介護 に興味のある 方	歯科衛生士による 「お口の健康につ いて」	当日参加可

《申込・問合せ》

たんぼぼカフェ:社会福祉協議会 ☎ 0747-54-2107
いろどりCafe:北野しもいち彩の里 ☎ 0747-52-0240
総合窓口:下市町地域包括支援センター ☎ 0747-52-0001 (内線157・158)
IP 0747-68-9065 (直通)



令和元年12月11日、第5回しも
ぴよランドが開催されました。
今回はクリスマス前ということ
で、健康づくり推進員によるハン
ドベルの演奏が行われ、ハンドベ
ルの綺麗な音色とクリスマスソ
ングに癒されました。スワッグ作り
では、クリスマスでもお正月飾り
にも使えるようなデザインにした
方が多く、参加者も楽しんでい
ようでした。最後に子どもとお母
さん全員で記念撮影をしました。
次回は2月19日(水)です。
ぜひご参加ください。

しもぴよだより
スワッグ作り

令和2年度 町民税・県民税申告のお願い

令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の所得に対して課税される令和2年度町県民税の申告書を提出していただく時期になりました。この申告書は、みなさんの町県民税・国民健康保険税等を正しく算出する基礎となり、所得証明などの証明書発行にも重要なものですので必ず期限内に提出してください。

申告が必要と思われる方には、2月上旬に町県民税の申告書を郵送いたします。郵送されていない方で申告書が必要な方はご連絡ください。

町民税・県民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在、町内に住所があり令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に所得のあった方。

町民税・県民税の申告をしなくてもいい方

- ◆確定申告を税務署へ提出される方
- ◆給与所得のみで、勤務先などから給与支払報告書が役場へ提出されている方（注）
- ◆公的年金所得のみで、支払先から公的年金等支払報告書が役場へ提出されている方（注）

（注）各種所得控除（雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者（特別）控除・扶養控除等）を受けようとする方または配偶者（特別）控除、扶養控除等に変更がある方は町民税・県民税申告書又は確定申告書の提出が必要となります。

※ 令和元年中に所得がなかった場合でも下記のような方は、それぞれの業務の基礎資料となりますので、町民税・県民税申告書の提出をお願いいたします。

- ①国民健康保険に加入している方及びその世帯主（国保税算定や軽減判定及び高額療養費の判定に必要）
- ②介護保険に加入している方（保険料の算定に必要）
- ③後期高齢者医療制度に加入している方及びその家族（保険料の算定や軽減判定に必要）
- ④医療費助成制度の受給者及びその家族（受給資格判定資料に必要）
- ⑤国民年金に加入している方（免除申請に必要）
- ⑥障害基礎年金などの受給者（受給資格判定に必要）
- ⑦保育園児・こども園児の保護者（保育料等の算定に必要）
- ⑧福祉サービスを受ける方（受給資格判定資料に必要）
- ⑨町営住宅に入居されている方（家賃決定に必要）
- ⑩他の人に扶養されている方（認定等の所得証明書発行のために必要）
- ⑪住民税に係る各種証明書等の交付を必要とする方
- ⑫下市町CATV利用促進補助金を申請される方（令和2年度予算成立が前提となります）

申告書提出時に申告者本人の個人番号確認および身元確認を行います。

「個人番号カード」、「通知カード」、「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか1点と身元確認書類の提示・提出（写し）にご協力ください。

申告書提出期間 令和2年3月16日（月）まで（郵送も可）

※町県民税申告用紙は税務課窓口に備え付けてあります。

問合せ 下市町役場 税務課 住民税係

☎ 0747-52-0001（内線173・175）

IP 0747-68-9066（直通）

令和2年度から適用される税制改正の内容は次のとおりです

★個人住民税★

◇住宅借入金特別控除の特例の創設

消費税10%が適用される住宅取得について、令和元年10月から令和2年12月までの間に住宅を取得し居住の用に供した場合における所得税の住宅ローン控除の適用が3年延長されることになりました。

延長された控除期間においては、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で町県民税から控除されます。

令和3年度から適用される税制改正の内容は次のとおりです

★個人住民税★

◇基礎控除の改正

1. 基礎控除額が10万円引き上げられます
2. 合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者については段階的に引き下げられ、合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用がされないことになりました。

所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

◇給与所得控除の改正

1. 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
2. 給与等収入金額が850万円を超える場合の給与所得控除額は195万円を上限とされます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

◇所得金額調整控除の創設

1. 給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、次のいずれかに該当する場合には、次の算式に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされます。

(給与等の収入金額(1,000万円を限度)－850万円)×10%

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

2. 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、次の算式に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされます。

給与所得金額(10万円を限度)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)－10万円

◇公的年金等控除の改正

1. 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
2. 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の公的年金等控除額は 195 万 5 千円を上限とされます。
3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者については、公的年金等控除額が段階的に引き下げられます。

受給者の年齢区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			
		改正後			改正前
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	区分なし
65 歳未満	130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円	70 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A) ×25% + 27 万 5 千円	(A) ×25% + 17 万 5 千円	(A) ×25% + 7 万 5 千円	(A) ×25% + 37 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A) ×15% + 68 万 5 千円	(A) ×15% + 58 万 5 千円	(A) ×15% + 48 万 5 千円	(A) ×15% + 78 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) ×5% + 145 万 5 千円	(A) ×5% + 135 万 5 千円	(A) ×5% + 125 万 5 千円	(A) ×5% + 155 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円	
65 歳以上	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円	120 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A) ×25% + 27 万 5 千円	(A) ×25% + 17 万 5 千円	(A) ×25% + 7 万 5 千円	(A) ×25% + 37 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A) ×15% + 68 万 5 千円	(A) ×15% + 58 万 5 千円	(A) ×15% + 48 万 5 千円	(A) ×15% + 78 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) ×5% + 145 万 5 千円	(A) ×5% + 135 万 5 千円	(A) ×5% + 125 万 5 千円	(A) ×5% + 155 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円	

◇調整控除の改正

合計所得金額が 2,500 万円を超える所得割の納税義務者は、調整控除の適用はできないこととされます。

◇未婚のひとり親に対する非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けているひとり親について、合計所得金額が 135 万円以下の場合に個人住民税を非課税とする措置が創設されました。

◇非課税基準、扶養親族等の合計所得金額等要件

要件等	改正後	改正前	
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48 万円以下	38 万円以下	
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48 万円超 133 万円以下	38 万円超 123 万円以下	
勤労学生の合計所得金額要件	75 万円以下	65 万円以下	
家内労働者等の事業所得等の所得計算特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	55 万円	65 万円	
寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の総所得金額等要件	48 万円以下	38 万円以下	
障害者、未成年、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の合計所得金額要件	135 万円以下	125 万円以下	
均等割の非課税基準額	同一生計配偶者及び扶養親族がない場合	28 万円 +10 万円	28 万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合	28 万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 +10 万円 +16 万 8 千円	28 万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 +16 万 8 千円
所得割の非課税基準額	同一生計配偶者及び扶養親族がない場合	35 万円 +10 万円	35 万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合	35 万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 +10 万円 +32 万円	35 万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 +32 万円



**下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂
営業日のお知らせ**

営業時間 午前11時～午後7時
(受付は午後6時30分まで)

ごんた食堂

【平日】

午前11時30分～午後2時
午後4時30分～7時

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時
(ラストオーダー 午後6時30分まで)

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー『風呂の日定食』がございます。

新年会のご予約賜り中
法事や各種宴会のご予約
お待ちしております！
詳細はごんた食堂へ。



2月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	○3	4	5	6	7	8
9	○10	11	12	13	14	15
16	○17	18	19	20	21	22
23	24	○25	26	27	28	29

🌸今月の風呂の日は26日です

皆様のご利用を心からお待ちしております。

問合せ

下市温泉秋津荘・明水館
☎ 0747-52-2619 (フロイク)
IP 0747-68-9081

**3月2日(月)は国民健康保険税第8期
後期高齢者医療保険料第8期
の納期限です。**

納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。
※口座振替をご利用の方は、3月2日(月)が振替日となります。預金残高のご確認をお願いいたします。
下市町役場 住民保険課

吉野三町無料法律相談
(奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日 時 2月14日(金) 午後1時～4時
場 所 下市町役場
予約・問合せ 下市町役場 住民保険課
☎ 0747-52-0001 (代表)
IP 0747-68-9063 (直通)

中南和法律相談センター無料法律相談
(県内中南和各地で随時開催しています)

予約・問合せ 奈良弁護士会
中南和法律相談センター係
☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所
(常駐の弁護士が相談にあたります)

場 所 大淀町大字下淵68番地の4
やすらぎビル4階
問 合 せ ☎ 050-3383-0025
※無料になる場合があります。
まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日 時 毎週木曜日 午後1時～4時
開催日等は直接お問い合わせください。
場 所 大淀町役場
問 合 せ 大淀町役場 人権住民課
☎ 0747-52-5501 (代表)

「空き家相談会」を開催いたします

日 時 令和2年2月8日(土)
セミナー 午後1時～2時
相談会 午後2時15分～4時15分
場 所 西部公民館6階 第1・2研修室
〒631-0034
奈良市学園南3-1-5 西武会館内
主 催 奈良市・特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ
後 援 奈良県
入 場 料 無料
※セミナー参加は予約不要ですが、相談会には予約が必要です。下記連絡先までご連絡ください。
※相談会の日以外でも常設の相談員が相談を受付しています。お気軽にお問い合わせください。

問 合 せ 特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ
«榎原相談窓口»
〒634-0075 榎原市小房町9-32
☎/FAX 0744-35-6211
(月～金 《日祝定休》 午前9時～午後5時)
Mail: akiyaconcierge@zeus.eonet.ne.jp
HP: http://www.akiyaconcierge.com/

令和元年度 自衛官募集のお知らせ

①自衛官候補生

採用試験

- ・令和2年2月16日(日)
 ※受付締切日:令和2年2月7日(金)
- ・令和2年3月10日(火)
 ※受付締切日:令和2年3月4日(水)

備考

令和元年度最終募集になります。

②予備自衛官補

採用試験

- ・令和2年4月18日(土)～22日(水)のうち1日
 ※受付締切日:令和2年4月10日(金)

備考

令和2年度採用になります。

問合せ

自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所
 〒637-0004
 奈良県五條市今井5丁目1-12 サンタウン2階
 ☎0747-22-3789
 就職・転職をお考えの方、まずはこちらへご連絡ください。



講演会「成年後見制度って…??」

日時 2月27日(木)
 午後12時30分受付 1時開演

場所 下市町観光文化センター ※入場無料

内容 報告「五條・吉野地域自立支援協議会説明」
 「奈良県自立支援協議会取り組み」
 講演「成年後見制度について」
 奈良県社会福祉協議会
 三谷 忠弘氏

シンポジウム
 「成年後見制度に期待すること」

主催 五條・吉野地域自立支援協議会

応募締切 2月14日(金)

問合せ 下市町役場 健康福祉課
 ☎ 0747-52-0001(代表)
 IP 0747-68-9064(直通)

下市商工会からのお知らせ

2月12日(水) 初市の日、「札の辻ステーション」では、平日、木曜日と金曜日限定の下市町産『吉野游水えび』の天井を特別に販売いたします!!
 ご来店を心よりお待ちしております。
 札の辻ステーション
 ☎ 0747-58-8002

図書館だより

2月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	④	⑤	⑥	7	8
9	10	11	⑫	⑬	14	15
16	17	⑱	⑲	20	21	22
23	24	⑳	㉑	27	28	29

- ★○印が休館日です
- ★蔵書点検のため2月4日～6日は、休館日となります。
- ★開館時間 木曜日～月曜日 午前9時～午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい

おはなし会 図書館では電話での本の予約・延長も受け付けています。お気軽にお問い合わせください。
2月22日(土)
午後2時

下市観光文化センター2F(下市町立図書館)
 ☎ 0747-52-1711
 IP 0747-68-9080



令和2年1月1日現在

人口 5,277人 (-10)
 男 2,478人 (-3)
 女 2,799人 (-7)
 世帯数 2,437世帯 (±0)
 ()内は前月比

出生 1人 死亡 8人
 転入 6人 転出 9人